

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

テルモは、「医療を通じて社会に貢献する」を企業理念とします。その理念のもと、世界中のお客様、株主、アソシエイト、取引先、社会などのステークホルダーの期待に応え、長期にわたる持続的成長および企業価値の最大化を達成するために、価値ある商品とサービスを提供します。

・企業理念を実現するために、社会に対する約束として長期的に追求していく方向性を「Our Promise 私たちの約束」として掲げます。

Our Promise 私たちの約束

「すべては、患者さんへの揺るぎない約束から始まります。私たちは、患者さんの声に真摯に耳を傾け、その希望や願いを深く理解することで、世界中の患者さんの生活の質が向上するように、さらなるイノベーションを大胆かつ情熱を込めて追求し続けます。」

・そして世界中の全アソシエイトの行動の基礎となる共通の価値観を次の5つにまとめ、コアバリューズとして制定します。

Respect (尊重) - 他者の尊重

Integrity (誠実) - 企業理念を胸に

Care (ケア) - 患者さんへの思い

Quality (品質) - 優れた仕事へのこだわり

Creativity (創造力) - イノベーションの追求

・企業理念、Our Promiseおよびコアバリューズを基本に、経営の透明性・客観性を保ちつつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。

・株主との対話の推進等、ステークホルダーへのアカウンタビリティ(説明責任)を充実させることにより、社内外からの理解と信頼が継続して得られるよう努めます。

・上記に加え、コーポレートガバナンス・コードを軸に、良き企業市民としてグローバルに活動する体制を構築します。

・コーポレート・ガバナンス体制の実効性を高めるには、自由闊達な、明るい、働きがいのある企業風土が不可欠であり、その風土の醸成に努めます。

テルモでは共に働く仲間という意味を込めて社員を「アソシエイト」と呼んでいます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図の模式図は添付の通りです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、企業理念、Our Promiseおよびコアバリューズに基づき、長期にわたる持続的成長および企業価値向上を達成するため、「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

<https://www.terumo.co.jp/about/governance/index.html>

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示を求められている項目のうち、以下については、「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」上で開示しております。

原則1-4: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (4)政策保有株式」

原則1-7: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (6)関連当事者間の取引」

原則2-6: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (5)企業年金のアセットオーナーとしての機能」

原則3-1(ii): 当社方針「1.総則」および方針全体

原則3-1(iii): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (11)役員個人の報酬等の内容についての決定方針」

原則3-1(iv): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)取締役の選解任」

補充原則4-1(1): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (2)取締役会」

原則4-9: 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)取締役の選解任」および別紙(2)

補充原則4-10(1): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (4)指名委員会 (5)報酬委員会 (6)コーポレート・ガバナンス委員会」

補充原則4-11(1): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (2)取締役会」および「(9)取締役の選解任」

補充原則4-11(2): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)取締役の選解任」

補充原則4-11(3): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (13)取締役会の実効性評価」

補充原則4-14(2): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (12)トレーニング方針」

原則5-1: 当社方針「5.適切な情報開示」および別紙(3)

原則1-4 [いわゆる政策保有株式]

(1) 政策保有に関する方針

当社は事業機会創出や企業価値向上を目的とし、必要と判断した企業の株式を保有する場合があります。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

当社では毎年、取締役会において、中長期的な観点から事業上の必要性・経済合理性等を総合的に判断し保有意義の検証を行い、必要に応じて縮減をいたします。保有を継続する銘柄については、有価証券報告書において特定投資株式として開示します。当社は過去から政策保有株式の縮減を進めており、2026年3月末時点で投資有価証券の残高は26,373百万円(時価ベース)となっております。主要な政策保有株式の発行企業とは現在協業関係にあり、当該株式保有は十分な合理性があると判断しております。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、当社および投資先企業の企業価値に及ぼす影響を考慮し、賛否の判断を行います。

補充原則2-4(1)【中核人材の登用等における多様性の確保】

<多様性の確保についての考え方>

テルモグループでは、コアバリューズおよびテルモグループ行動規範に基づき、多様なバックグラウンドを持つ人財の採用・育成を推進しております。5カ年成長戦略「GS26」においては、変化の激しい事業環境への対応およびグローバル事業の拡大を見据え、「変革の実現」と「グローバル経営の実現」を人財戦略の柱と位置づけております。これに基づき、多様なバックグラウンドを持つリーダーの育成や、人事基盤の高度化を通じて、事業成長を持続的に支える組織能力の強化に取り組んでおります。また、アソシエイト一人ひとりが、新しいことに挑戦することで成長できるというマインドを持つ“GrowItMindset”や、DE&Iを重視した文化の醸成を通じて、多様な視点を生かした意思決定および組織全体の競争力向上を図っております。

(1) 女性の管理職への任用

女性の活躍は、持続的成長に向けた重要な経営課題の一つです。テルモグループ全体の女性管理職比率を開示し、モニタリングしております。特に日本においては、数値目標を設定し、女性が能力を最大限に発揮できる環境整備を推進し、組織の意思決定力の向上を図っております。

(2) 外国人の管理職への任用

グローバル経営の高度化に向け、地域・市場理解に基づく意思決定の実現と競争力強化の観点から、リーダー層の多様化を推進しております。経営役員およびグローバル・キーポジションにおける外国人比率を開示し、モニタリングしております。

(3) 中途採用者の管理職への任用

新たな専門性の獲得や事業変革の推進に向け、新卒・中途の別を問わず、適所適材の考え方に基づき、必要な専門性と能力を備えた人財を管理職に任用しております。その結果、日本における中途採用者の管理職任用数は着実に進展しております。

<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標>

- テルモ株式会社

5カ年成長戦略「GS26」で掲げている目標:2026年度末までに女性管理職比率13%を目指す

<多様性の確保の状況>

(1) 女性の管理職への任用

- テルモグループ

女性管理職比率:31.6% 2026年3月31日現在

- テルモ株式会社

女性管理職比率:13.2% 2026年3月31日現在

テルモグループ全体の女性管理職比率目標については、各国や地域の状況に応じて管理職比率も異なるため設定しておりません。ただし、モニタリングは実施しております。

(テルモ株式会社 主な取り組み状況)

・女性活躍推進を含めたDE&Iの取り組みについて、取締役会で毎年報告・議論を実施

・意思決定層の多様化に向け、サクセッションプランに最低1名は女性候補者を含めるなど、女性人財プールを構築中

・女性リーダー、経営層予備群の育成プランの作成および実行

これらの取り組みの内、主な内容をテルモレポートに記載し、当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.terumo.co.jp/investors/library/annualreport>

(2) 外国人の管理職への任用

- テルモグループ

経営役員外国人比率:30.4% 2026年4月1日現在

グローバル・キーポジション外国人比率:67.0% 2026年4月1日現在

テルモグループ全体の外国人管理職比率目標については、各国や地域の状況に応じて管理職比率も異なるため設定しておりません。

(3) 中途採用者の管理職への任用

- テルモグループ

経営役員中途採用比率:47.8% 2026年3月31日現在

- テルモ株式会社

管理職中途採用比率:23.3% 2026年3月31日現在

テルモグループ全体の中途採用者管理職比率目標については、海外拠点において中途採用者の管理職任用は通常の運用であるため設定しておりません。

<多様性の確保に向けた人財育成方針、社内環境整備方針、その状況>

2021年のグローバルDE&IカOUNCIL発足以降、グループ共通のフィロソフィーやガイドラインを整備し、多様性の確保と活躍環境の整備を進めてきました。2025年には、DE&Iをビジネス戦略とより明確に結び付けることを目的に、グループ各社の経営幹部やビジネスリーダーが参画するDE&I戦略委員会を設置しました。グローバルDE&IカOUNCILがグループ横断の課題共有や啓発活動を担う一方、DE&I戦略の策定および施策の効果モニタリングはDE&I戦略委員会が担う体制とし、両者が連携することで、DE&Iの戦略性と実行性をグループ全体で高めております。

【4つの重点分野の主な取り組み】

目標設定・人事プロセス:経営役員によるDE&I目標設定、人事プロセスとして継続的に管理・レビュー

インクルーシブリーダーシップ:グローバルリーダーとしての実践を育成や評価を通じて促進

帰属意識・一体感:事業や地域を越えたARG(Associate Resource Group)同士のコラボレーションを促進、組織全体の一体感を向上

コミュニケーション:社内外コミュニケーションを通じて、DE&Iに対する理解と共感を醸成

原則3-1【情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(企業理念)や経営戦略、経営計画については、当社ウェブサイト上「企業理念体系」「トップメッセージ」に掲載しているほ

か、テルモレポートや決算説明会等のIR活動において公表する等、広く株主・投資家の皆さまに共有いただけるよう努めております。

企業理念体系：<https://www.terumo.co.jp/about/group-identity/>

トップメッセージ：<https://www.terumo.co.jp/about/message/>

(v) 経営陣幹部の選任理由

当社の取締役個々の選任理由は、第111期定時株主総会招集ご通知に記載しております。

https://www.terumo.co.jp/investors/stocks/shareholders_meeting/

補充原則3-1(3)【サステナビリティについての取組み】

<サステナビリティについての取組み>

当社では、「医療を通じて社会に貢献する」という企業理念の実現をサステナビリティ活動のゴールと定め、2021年12月に「テルモグループサステナビリティ基本方針」を制定するとともに、サステナビリティの重点活動テーマを見直しました。2022年度からの5カ年成長戦略「GS26」ではサステナビリティ経営へのコミットメントを掲げ、事業を通じた社会価値創造(CSV: Creating Social Value)の取組みと価値創造を支える基盤としてのESGへの取組みを強化しています。

2023年4月には業務執行に関する意思決定を行う経営会議の下部組織としてサステナビリティ委員会を設置しました。本委員会は社長CEOが委員長を務め、CSV・ESGに関する取組み状況をモニタリングし、定期的に経営会議・取締役会へ報告する役割を担います。また、社外のサステナビリティに関する動向を調査し、方針・計画に反映させていきます。

当社の主な取組みはウェブサイトやテルモレポートを通じて開示しております。

気候変動への対策と生物多様性・生態系・生態系サービスを含む自然保全・再生は、相互の関連性が強く、当社では、関連するリスクと機会への対応を一体的に取り組むことが重要と認識しています。TCFD・TNFDの各フレームワークに基づき、気候変動・自然に関するリスクと機会への対応についてテルモレポートで開示しています。

<人的資本、知的財産への投資等>

・人的資本について

上記「原則2-4(1)【中核人材の登用等における多様性の確保】」における説明、およびテルモレポートをご参照ください。

・知的財産について

当社は、未来の医療を見据え、より付加価値の高い技術・製品・サービスを創出し、社会的にインパクトの大きい医療課題を解決すべく、グループ内のコア技術の進化や事業の枠を超えた連携による技術・インフラの活用など、内部開発力の強化を図っております。同時に技術の潮流を見据えながら、社外との連携も推進し、価値あるイノベーションの創出を目指しております。さらに、研究開発戦略および事業戦略に基づき、優先的にリソースを投入する領域を絞り込み、事業の競争力強化につながる知的財産の創出に取り組んでおります。

テクノロジーおよび知的財産への投資等については、当社ウェブサイト上「テクノロジー」ページにおいて公表し、広く株主・投資家の皆様に共有いただけるよう努めております。

当社のサステナビリティについての取組み、人的資本、知的財産への投資の詳細につきましては、当社ウェブサイトおよびテルモレポートをご参照ください。

・当社ウェブサイト サステナビリティページ：<https://www.terumo.co.jp/sustainability/> (サステナビリティトップページ)

<https://www.terumo.co.jp/sustainability/management/index.html> (基本方針、重点活動テーマ)

・テルモレポート：<https://www.terumo.co.jp/investors/library/annualreport/index.html>

・当社ウェブサイト テクノロジーページ：<https://www.terumo.co.jp/technology>

原則4-11【取締役会の実効性確保のための前提条件】

【評価の実施とプロセス】

当社では、取締役会のガバナンス向上を目的に、取締役会の実効性に関する評価を2015年度より1年に1回実施しております。評価にあたっては、全取締役を対象とした匿名のアンケート調査に加え、2025年度は全取締役と一部経営役員へのインタビューを実施いたしました。なお、忌憚のない意見を聞き出すことと客観性の確保を目的として、アンケート調査、取締役・経営役員へのインタビューおよびその分析は、第三者機関である株式会社ボードアドバイザーズに委託しております。

分析結果については、過半数が社外取締役で構成されているコーポレート・ガバナンス委員会で議論した上で、取締役会において重点課題や今後の取組みを報告・提案し、次年度の取締役会および各委員会のテーマに組み込む等、運営に反映させております。

【実施プロセス】

コーポレート・ガバナンス委員会において第三者機関の選定、実効性評価の実施方法・プロセスについて審議し、取締役会へ報告

第三者機関が全取締役に対しアンケートを実施、アンケート結果を踏まえ全取締役および一部経営役員に対しインタビューを実施

結果の分析・評価を第三者機関がコーポレート・ガバナンス委員会へ報告・審議

重点課題の確認と今後の取組み内容を取締役会へ報告・提案

【実施方法】

・アンケート

対象者：全取締役

回答方式：選択式、自由記述式

主な項目：全体評価、前年度の重点課題への対応、取締役会の構成、議論の重要度・充足度、会議運営、各諮問委員会に関する内容、株主との対話、取締役としての貢献、次世代経営陣について等

・インタビュー

対象者：全取締役、一部経営役員

【2025年度の評価結果(総括)】

・企業価値向上に向けた重要な経営アジェンダの一つとしてガバナンスを位置づけ、監督側・執行側が共に高いコミットメントで臨んでおり、その実効性は概ね確保されている

・監督と執行の信頼関係のもと、オープンな議論を通してガバナンスの実践と強化に向き合うあり方が、当社取締役会の実効性を支える強み

執行側の取締役会に対する積極的かつオープンな姿勢：

執行側は取締役会に対して前広に情報を開示するとともに、社外取締役からの指摘や意見を求める機会を設けて、得られたフィードバックを真摯に受け止めている

自由闊達な議論が行える取締役会風土：

議長ファシリテーションのもと、重要な論点に焦点を当てた議論が、監督と執行の適度な距離感を保ちつつ、自由闊達にできるボードカルチャーが醸成されている

監査等委員によるガバナンスへの高いコミットメント:

外部の目線から厳しい指摘を行う社外の監査等委員と、現場の事情に詳しく往査の実効性を高めている社内の監査等委員が、高いコミットメントでガバナンスに関わり、取締役会の実効性向上に貢献している

[評価結果(重点課題等)]

- ・監督および経営体制について、昨年度に引き続き、主要な論点について討議が必要
 - 取締役会の構成・役割、特に経営経験者のさらなる増強、および外国籍の社外取締役の招聘の要否
 - 取締役会議長職の在り方(社内/社外を含む)
 - 指名委員会等設置会社への移行の是非
- ・次期中長期戦略の検討にあたり、特に重要な議案の討議拡充が必要
 - 戦略に沿った事業ポートフォリオ検討
 - 経営リソースの強化・配分(資本政策、人的資本)
 - グローバルに広がる事業のガバナンス(例:事業実態の可視化、組織体制・権限の明確化)

これらを含め、課題として認識している事項については2026年度の取締役会および委員会活動の中で対応策を講じていくとともに、取締役会のガバナンス向上を図るための施策を引き続き検討、実施してまいります。

なお、2024年度の取締役会実効性評価において今後も検討を要する課題として挙げられた事項について、2025年度の対応と、それに対する第三者機関による評価は次の通りです。

・課題1:

[中長期の成長に繋がる重要議案の議論の拡充]

- ・グローバルガバナンス体制の在り方の検討
- ・事業ポートフォリオの見直し議論の強化

対応1: 取締役会において、下記の議論を継続して実施

- ・グローバルガバナンス、内部統制
- ・次期中長期戦略、ポートフォリオの見直し議論

第三者機関による評価:

- ・重要度が増すグローバルの事業運営や監督のあり方については、更なる方針の明確化や強化が必要
- ・次期中長期戦略と併せて、事業ポートフォリオの議論が執行側で行われており、取締役会にも方向性が共有されている

・課題2:

[執行体制の変化に併せた監督機能の見直し]

新体制のもとで執行側の動き方が変化中、監督機能のあり方について議論は行われているものの、主に下記の論点についてコンセンサスは必ずしも得られていない

ボードサクセッションに向けた社外取締役要件、社外取締役比率拡大など、取締役会構成、執行側への更なる権限委譲、取締役会付議基準、機関設計変更の要否、取締役会議長のあり方

監督機能のあるべき姿に向けては、個別課題への対症療法ではなく、総合的かつ一体的な議論が求められる

対応2:

コーポレート・ガバナンス委員会を中心に、2024年度の評価結果を受けた課題に対して、執行側と社外取締役との間で複数回にわたり意見交換・討議を行った

第三者機関による評価:

- ・コーポレート・ガバナンス委員会にて、複数回にわたりオープンな議論が交わされている
- ・主要な論点についてはコンセンサスには至っておらず、引き続きの集中的な討議が必要

補充原則4-11(1)[取締役会の多様性に関する考え方等]

取締役候補者の選任にあたっては、取締役会のあるべき姿を踏まえ、各取締役の知見・経験が取締役会における経営の監督・意思決定に必要な要素を幅広く含む構成となるよう、異なる経歴・専門分野、ジェンダーなど多様性に配慮することとします。(「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」2. コーポレート・ガバナンス体制(9)取締役の選解任)

また、取締役会の規模については、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的に議論を行っており、現状、現在の規模が適切であると判断しております。

また、取締役会(社内・社外取締役)が備えるべき知識・経験・能力については、毎年実施する取締役会の実効性評価の過程でスキルマトリックスを策定して確認しております。2021年度よりスキルマトリックスを開示しております。

・招集通知 <https://www.terumo.co.jp/investors/stocks/shareholders.meeting>

・テルモレポート <https://www.terumo.co.jp/investors/library/annualreport>

原則5-2[経営戦略や経営計画の策定・公表]

日本の医療が近代化を図った創業期から現在に至るまで、テルモはそれぞれの時代の要請に応じて社会的課題に取り組んできました。今、医療を取り巻く環境は、世界的な医療費抑制政策の高まりに加えて、高齢化社会を背景に患者さんのQOL向上への社会的要請が強まるなど、大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症の流行はこうした変化を更に加速することになりました。テルモが今後とも社会にとって必要とされる企業であり続けるためには、患者さん目線を軸に、変化し続ける21世紀の新しい医療課題に解決策を与え、医療の進化に役立つ存在になることが不可欠です。

上記を踏まえ、以下のような視点に基づく考察および検討を以て、事業ポートフォリオ見直しの基本方針とします。

3つのカンパニーと9つの事業を展開、幅広い対象疾患に対する製品・サービス提供を通じて医療現場の課題解決に取り組みます。多岐にわたる事業領域と取り扱う技術の多様性がもたらす安定した事業基盤の上に、市場伸長を超える成長実現に向けた新規事業創出の機会を不断に追求、同時に収益性の維持・改善の達成を命題に掲げます。

既存事業の構成最適化については、成長と収益の両面から管理単位ごとに過去複数年にわたる実績を精査し、製品ライフサイクル分析を前提にした中長期施策を立案、加えて事業多様性に由来する全社視点におけるシナジーおよびブランド創出の可能性、さらに社会的要請を考慮した上で、必要な事業整理を行います。

一方、新規事業の創生に向けては、内部開発と外部導入の両方を視野に、疾患・地域・顧客・技術を含む複数の切り口から市場規模拡大の可能性を検証し、既存事業を足場とした既得能力および経営資源を踏まえた戦略適合性に関する評価、つまり自社の強みを活かせるかを見極めた上で、実施の是非を判断します。

持続的かつ収益性を伴う成長に向け、各カンパニーおよび事業の独立性は維持確保しながら、同時に全社で市場の期待に応えるべくコーポレート視点による規律導入を強化、自律性を高めることで、事業ポートフォリオの最適化に継続的に取り組みます。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付	2026年6月29日

該当項目に関する説明 更新

当社は、資本コストを上回る成長投資機会を追求し、企業価値の向上に努めることを基本方針に掲げています。2022年度よりスタートした5カ年成長戦略「GS26」では、資本効率性の目標としてROIC10%以上(ROE10%以上)を掲げました。その達成に向けて、利益創出力の向上と投下資本の有効活用に取り組んでいきます。

利益の創出力を高めるために、各事業における売上成長戦略の確実な遂行と製品ミックスの改善に加え、生産能力増強やM&A等の成長投資の積極化と、生産、調達、ロジスティクス、管理などオペレーションの一部統合を含むグループ全体での最適化・効率化を通じた収益性改善施策の推進に取り組めます。成長投資に際し外部資金調達が必要な場合には、財務健全性に配慮し適正な財務レバレッジの範囲内で有利子負債を活用することで、中長期的な資本効率性の向上に取り組めます。

投下資本については、棚卸資産を主とする運転資本の適切なコントロールで低減を図ります。個別の投資判断に際しては、経営戦略や事業戦略上の妥当性を踏まえつつ、地域別の加重平均資本コスト(WACC)をベースに投資内容に応じた不確実性リスクを上乗せしたハードルレートをを用いて算出される正味現在価値(NPV)、当該ハードルレートと内部収益率(IRR)との比較により投資経済性を確認し、リターンを創出する確度の高い投資を厳選して実行します。

また、株主への利益配分については、安定した増配に加えて、成長投資や財務健全性等を総合的に勘案しながら、総還元性向50%を水準に自己株式取得も検討することを基本方針として実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	328,609,800	22.28
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	140,223,300	9.51
第一生命保険株式会社	51,827,800	3.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	45,819,700	3.11
明治安田生命保険相互会社	44,494,600	3.02
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	29,466,216	2.00
公益財団法人テルモ生命科学振興財団	29,440,888	2.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	27,404,561	1.86
HSBC HONG KONG - TREASURY SERVICES A / C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	23,430,391	1.59
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	22,563,636	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、2026年3月31日現在の状況を記載しています。
所有株式数の割合は、自己株式5,476,639株を除いて算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数 更新	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小澤 敬也	学者											
小木曾 麻里	他の会社の出身者											
奈良 寿	他の会社の出身者											
宇野 総一郎	弁護士											
林 敬子	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤 敬也			小澤氏は、自治医科大学の名誉教授・客員教授、遺伝子治療研究センターシニアアドバイザーに就任しております。また、日本医療研究開発機構(AMED)のプログラムスーパーバイザー、プログラムオフィサー、一般財団法人医科学研究推進財団理事を務めております。	<p>< 選任理由 > 遺伝子治療、細胞治療、血液内科学における研究業績をはじめとした専門知識や東京大学医科学研究所附属病院長、同遺伝子・細胞治療センター長等を歴任され、当該団体の実務執行に携わられたことにより培われた豊富な経験を当社の経営およびその監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。</p>
小木曾 麻里			小木曾氏は、株式会社SDGインパクトジャパンの代表取締役社長であり、楽天銀行株式会社の社外取締役に兼任しております。	<p>< 選任理由 > 豊富な経営者経験、長年にわたるグローバルでの金融業界経験で培われた見識およびDE&IやESGに関する取り組みを牽引されてきた経験等を当社の経営およびその監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。</p>
奈良 寿			奈良氏は、横河電機株式会社の取締役会長 代表執行役であります。	<p>< 選任理由 > 奈良氏は、豊富な経営者経験を有し、長年にわたり国内外において事業運営を牽引されるとともに、グローバルでの事業成長および組織マネジメントを主導し、事業のソリューション型への転換を推進してこられました。これらの経験により培われた高い見識を、当社の経営およびその監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。</p>
宇野 総一郎			宇野氏は、長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士であります。	<p>< 選任理由 > 日本および海外での弁護士としての専門的な知見および豊富な経験等を活かし、独立した立場から当社経営の監査・監督にあたっていただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。</p>

林 敬子			林氏は、林敬子公認会計士事務所所長、日本ビルファンド投資法人監督役員、早稲田大学大学院会計研究科教授、ジャフコグループ株式会社社外取締役(監査等委員)を兼任しております。	<p><選任理由> 公認会計士としての専門的な知見および豊富な経験と監査法人でのDE&I推進に関する取り組みを牽引されてきた経験等を活かし、独立した立場から当社経営の監査・監督にあたっていただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p><独立役員に指定した理由> 東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。</p>
------	--	--	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

取締役会で決議をした「内部統制システム整備の基本方針」(IV内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況をご参照ください。)に基づき、監査等委員会を補助する組織として、専任の使用人(以下、専任使用人という。)からなる監査等委員会室を設置しております。

なお、専任使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項については、「内部統制システム整備の基本方針」で以下のように定めております。

・専任使用人の人選、人事考課、給与、異動および懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。なお、当該専任使用人の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

< 監査等委員会と会計監査人の連携状況 >

監査等委員会は、会計監査人から監査体制や監査手続き等、監査計画の概要について説明を受け、その妥当性を確認しております。また、会計監査人から四半期ごとに会計監査の途中経過報告を受け、期末にその結果報告を受けるとともに、内部統制監査の結果報告を受けております。また、監査上の主要な検討事項(KAM)およびその他のテーマについて、必要に応じて意見交換および情報交換を行っております。更に、監査等委員会は毎期、会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、および職務の遂行状況等を総合的に評価し、再任・不再任の判断をするとともに、会計監査人の報酬についても、その妥当性を確認しております。

< 監査等委員会と内部監査部門の連携状況 >

監査等委員会は、内部監査部門である内部監査部と定期的に会合を持ち、内部監査計画の概要、内部監査の結果について報告を受けるとともに、財務報告に係る内部統制(J-SOX)についても、当該定例会において担当部門からその整備・運用状況および評価結果の報告を受け、意見・情報交換を行い、必要に応じて指示をしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	7	0	2	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	7	0	2	5	0	0	社外取締役

補足説明 更新

[指名委員会]

(1)役割

コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会にとって最重要の責務の一つである社長および会長の後継者人事ならびに取締役・経営役員の選任および解任に関する事項について、取締役会の諮問機関として審議を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。

(2)構成

- ・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、独立社外取締役を過半数とします。
- ・委員長は、委員の互選により独立社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(3)活動状況

当事業年度は主に、取締役・経営役員の選任等に関わる役員人事について継続的な審議を行い、取締役会へ報告・助言を行いました。2025年度の開催回数は5回で、各委員の出席状況は次の通りです。

西秀訓(社外取締役)	5/5(出席率100%)
小澤敬也(社外取締役)	5/5(出席率100%)
小木曾麻里(社外取締役)	5/5(出席率100%)
中村雅一(社外取締役(監査等委員))	1/1(出席率100%)
宇野総一郎(社外取締役(監査等委員))	5/5(出席率100%)
林敬子(社外取締役(監査等委員))	4/4(出席率100%)
高木俊明(代表取締役会長)	5/5(出席率100%)
鮫島光(代表取締役社長CEO)	5/5(出席率100%)

(注)林敬子氏の指名委員会出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での就任以降に開催された指名委員会のみを対象としております。また、中村雅一氏の指名委員会出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での退任以前に開催された指名委員会のみを対象としております。

[報酬委員会]

(1)役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。ただし、監査等委員の報酬に関する事項については、会社法第361条の規定に反してはならないものとします。

- ・取締役・経営役員および担当役員の報酬に関する事項(報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等)
- ・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

(2)構成

- ・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。
- ・委員長は、委員の互選により独立社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(3)活動状況

当事業年度は主に、中長期的な役員報酬体系の方向性に関する継続議論や、役員の非財務業績評価制度である将来企業価値目標の運用改善の検討、取締役・経営役員および担当役員の報酬に関する事項(報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等)についての継続的な審議を行い、取締役会へ報告・助言を行いました。

2025年度の開催回数は6回で、各委員の出席状況は次の通りです。

小澤敬也(社外取締役)	6/6(出席率100%)
西秀訓(社外取締役)	6/6(出席率100%)
小木曾麻里(社外取締役)	6/6(出席率100%)

中村雅一(社外取締役(監査等委員))	3/3(出席率100%)
宇野総一郎(社外取締役(監査等委員))	6/6(出席率100%)
林敬子(社外取締役(監査等委員))	3/3(出席率100%)
高木俊明(代表取締役会長)	6/6(出席率100%)
鮫島光(代表取締役社長CEO)	6/6(出席率100%)

(注)林敬子氏の報酬委員会出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での就任以降に開催された報酬委員会のみを対象としております。また、中村雅一氏の報酬委員会出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での退任以前に開催された報酬委員会のみを対象としております。

[コーポレート・ガバナンス委員会]

(1)役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。なお、委員会での審議内容は適宜取締役会へ報告します。

- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な事項
- ・コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項
- ・環境(Environment)・社会(Society)分野における体制整備、持続可能性(Sustainability)のための取組み等、コーポレート・ガバナンスと密接に関連する重要事項
- ・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

(2)構成

- ・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。
- ・委員長は、委員の互選により独立社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(3)活動状況

当事業年度は主に、当社の中長期的な成長戦略を見据え、取締役会の役割や議論すべきテーマ、将来の取締役会構成およびガバナンス体制の在り方等について多面的に審議を行い、取締役会へ報告・助言を行いました。

2025年度の開催回数は7回で、各委員の出席状況は次の通りです。

小木曾麻里(社外取締役)	7/7(出席率100%)
西秀訓(社外取締役)	7/7(出席率100%)
小澤敬也(社外取締役)	7/7(出席率100%)
中村雅一(社外取締役(監査等委員))	1/1(出席率100%)
宇野総一郎(社外取締役(監査等委員))	7/7(出席率100%)
林敬子(社外取締役(監査等委員))	6/6(出席率100%)
高木俊明(代表取締役会長)	7/7(出席率100%)
鮫島光(代表取締役社長CEO)	7/7(出席率100%)

(注)林敬子氏のコーポレート・ガバナンス委員会出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での就任以降に開催されたコーポレート・ガバナンス委員会のみを対象としております。また、中村雅一氏のコーポレート・ガバナンス委員会出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での退任以前に開催されたコーポレート・ガバナンス委員会のみを対象としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 5名

その他独立役員に関する事項

当社では、コーポレート・ガバナンス基本方針を取締役会決議により制定しております。その中で、監査等委員を除く取締役の員数を15名以内とすること、監査等委員である取締役の員数を5名以内とし、その過半数は社外取締役とすること、取締役総数のうち、社外取締役は3分の1以上を目標とすることを規定しております。さらに、社外取締役は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たす者であることを規定しており、社外取締役全員を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

直前事業年度における社外取締役の取締役会への出席状況は次の通りです。

西秀訓	15/15(出席率100%)
小澤敬也	15/15(出席率100%)
小木曾麻里	15/15(出席率100%)

直前事業年度における社外取締役(監査等委員)の取締役会および監査等委員会への出席状況は次の通りです。

中村雅一	取締役会4/4(出席率100%)	監査等委員会3/3(出席率100%)
宇野総一郎	取締役会15/15(出席率100%)	監査等委員会14/14(出席率100%)
林敬子	取締役会11/11(出席率100%)	監査等委員会11/11(出席率100%)

(注)林敬子氏の出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での就任以降に開催された回数のみを対象としております。また、中村雅一氏の出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での退任以前に開催された回数のみを対象としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

[役員の報酬等]

役員の報酬は、取締役だけでなく、取締役を兼務しない経営役員や担当役員の報酬に対する考え方も含めて記載しております。役員の呼称はできる限り役員区分を特定した名称を用いておりますが、単に「役員」と表記している場合は、取締役以外に、取締役を兼務しない経営役員や担当役員も含んでおります。

[役員報酬の方針]

業務執行を担う役員が適切なリスクテイクを行いながら、中長期的な企業価値の向上に向け健全に動機付けされるよう、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、譲渡制限付株式(海外居住の役員に対しては株式報酬型ストックオプション。以下同じ)の適正なバランスを考慮して役員報酬を決定しています。

業務執行を担わない取締役の報酬は固定報酬のみで構成されます。

報酬水準は、テルモの持続的な成長を牽引し、企業理念を実現するために必要な経営人財を獲得・維持するため、外部専門機関の報酬データベースを元に、役員のジョブグレード・役位毎に中上位の水準をベンチマークします。なお、外国籍役員の報酬水準は、当該役員が居住する国における市場データに基づいて、同様の方針で設定しています。

[業績連動報酬(賞与)]

(1) 目的・支給額の算出方法の概要

持続的な成長と各事業年度の業績目標達成への動機付けを強めることを目的とした報酬であり、この目的に合致した業績評価指標を採用します。業績評価指標は、**全社財務業績(全役員)**、**事業や地域の財務業績(担当する役員)**、**役員が個別に設定する非財務業績である将来企業価値目標(全役員)**の指標で構成され、これらの指標に基づき算出した評価係数に役位ごとの標準額を乗じて支給額を算定します。

(2) 全社財務業績指標および変動幅

全社財務業績の指標は、収益力と資本効率性を備えた、グローバルで存在感のある企業を目指すために連結売上収益、連結営業利益、ROIC及びROEを用いております。

全社財務業績指標の目標は期初に設定した計画値とし、計画値達成で評価係数を100%と設定しております(業績向上に向けた健全な動機付けにつながるよう、達成率に応じて評価係数が0~150%の範囲内で変動)。

(3) 担当する事業や地域の財務業績・将来企業価値目標及び変動幅

役員が個別に担当する事業や地域の財務業績の指標は、各役員が自身の担当する領域における財務指標を最大化することにより全社財務業績の達成や企業価値を向上させることができるという考えから、各役員の担当する領域の売上収益、調整後営業利益、営業キャッシュフローを用いております。指標は期初に設定した計画値とし、計画値達成で評価係数を100%と設定しております(業績向上に向けた健全な動機付けにつながるよう、達成率に応じて評価係数が0~150%の範囲内で変動)。また、持続可能な社会の実現やテルモの中長期的な成長に向けて各役員が個別に設定する非財務の評価指標として「将来企業価値目標」を導入しております。2022年度からの5カ年成長戦略「GS26」で掲げるESGに関する指標を単年度に落とし込み、期初に設定した目標の期末時点での達成状況に応じて評価係数0~120%の範囲内で評価します。評価にあたっては、各役員のレポートライン上の評価者だけでなく、各指標を管掌する役員が専門的・俯瞰的な観点から各役員の実績を評価したうえで、常務以上の役員で構成される委員会で最終評価を決定しています。

(4) 評価指標の割合

業務執行を担う取締役の業績連動報酬(賞与)の評価指標の割合は下記のとおりです。取締役以外の業務執行を担う役員については、全社財務業績と将来企業価値目標、及び事業や地域を担う役員は自身が担当する領域の財務業績も含め、役割に応じたウエイトを付けて算出しています。

会長・社長CEO及び機能部門の責任を担う取締役(専務・常務):全社財務業績80%、個人別将来企業価値目標20%

[譲渡制限付株式]

業務執行を担う役員が株主の皆様と価値を共有しながら、役員としての役割や責任を果たし、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるために導入しております。譲渡制限期間は、長期にわたり株主の皆様との価値共有を図るという趣旨から30年間(又は取締役、経営役員や担当役員等退任時)としております。また、在任期間中に不正行為や法令違反等があった場合は、累積した譲渡制限付株式の全数又は一部を無償返還するクローバック条項を設定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションを導入しており、その目的等は、上記の譲渡制限付株式と同様です。対象は業務執行取締役と、取締役を兼務しない経営役員および担当役員のうち、日本国外に居住する者です。

日本国内に居住する者に対しては、上記の通り、2019年から譲渡制限付株式を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬等の開示については、有価証券報告書および事業報告を当社ウェブサイト上に掲載すること等により、公衆の縦覧に供しております。具体的な内容は次の通りです(人数は延べ人数)。

[取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)(5名)] 総額490百万円(基本報酬229百万円、賞与143百万円、譲渡制限付株式117百万円)
[監査等委員(社外取締役を除く)(1名)] 総額 49百万円(基本報酬)
[社外取締役 (6名)] 総額 84百万円(基本報酬)

取締役高木俊明、鮫島光については、連結報酬等の総額を有価証券報告書で開示しております。

高木俊明: 総額143百万円(基本報酬63百万円、賞与38百万円、譲渡制限付株式40百万円)

鮫島光: 総額180百万円(基本報酬75百万円、賞与57百万円、譲渡制限付株式47百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[各報酬構成とその考え方]

(1)報酬構成比

業務執行を担う役員の報酬は、固定報酬、業績連動報酬(賞与)の標準額および譲渡制限付株式につき、各々が全体に占める割合として50%、30%、20%を目安に設計しております。また、社長CEOを筆頭に、上位者ほど報酬全体に占める業績連動報酬(賞与)および譲渡制限付株式の構成比が高くなるよう設定しております。

(2)役員報酬の決定方法

独立社外取締役(監査等委員を除く)の固定報酬と、社内取締役(監査等委員を除く)、経営役員、担当役員の固定報酬、業績連動報酬(賞与)の標準額及び譲渡制限付株式の役位ごとの金額並びに制度設計の内容等については、独立社外取締役が過半数を占め、委員長が独立社外取締役で構成されている報酬委員会が、取締役会の諮問機関として、外部専門機関の報酬データベースを用いた複数年にわたる水準動向などを考慮しながら審議し、その結果を受けて取締役会が決議します。監査等委員である取締役の報酬については、外部専門機関の報酬データベースの動向を参考にし、監査等委員の協議により決定します。

取締役(監査等委員を除く)の報酬については、下記株主総会において決議された報酬枠の中で決定します。

固定報酬、業績連動報酬(賞与)、株式報酬型ストック・オプション:年額7億円以内

(2019年6月21日開催の第104期定時株主総会。承認時における対象取締役8名、うち独立社外取締役3名)

譲渡制限付株式:年額2億円以内

(2019年6月21日開催の第104期定時株主総会。承認時における対象取締役5名、独立社外取締役を除く)

監査等委員である取締役の報酬については、下記株主総会において決議された報酬枠の中で決定します。

監査等委員である取締役報酬:年額1億円以内

(2015年6月24日開催の第100期定時株主総会。承認時における対象取締役3名、うち独立社外取締役2名)

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役の専任スタッフは配置していませんが、監査等委員を除く社外取締役については総務渉外部のスタッフが、監査等委員である社外取締役については監査等委員会室のスタッフがサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

会社の機関の内容

当社は、取締役会・取締役の監査・監督機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の最大化を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

加えて、経営の透明性と客観性を高めるため、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会および内部統制委員会を任意の機関と

して設置しております。

1.取締役会

(1)役割

- ・取締役会は、企業価値の最大化に向け経営の基本方針等に関する最適な意思決定に努めます。
- ・意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針に基づく業務執行については経営役員・担当役員への権限委譲を進め、取締役会は、その業務執行を監督します。
- ・取締役会は、コーポレート・ガバナンスの維持向上および経営の健全性の観点から、重要な責務の一つとして、社長後継者の指名プロセスを適切に監督します。

(2)構成

- ・監査等委員を除く取締役の員数は15名以内とします。
- ・取締役総数のうち、独立社外取締役は3分の1以上とします。
- ・議長は、コーポレート・ガバナンスにおける執行と監督の分離の観点から、代表取締役会長が務めることを原則とします。ただし、会長が選任されていない場合は、上記観点を基本に議長候補者の実情を勘案して、指名委員会が提案した取締役をもって、取締役会は議長に選任します。

(3)活動状況

- ・2025年度の開催回数は15回で、各取締役の出席状況は次の通りです。

高木俊明(代表取締役会長)	15/15(出席率100%)
鮫島光(代表取締役社長CEO)	15/15(出席率100%)
長田敏彦(取締役専務経営役員)	15/15(出席率100%)
国元規正(取締役常務経営役員)	15/15(出席率100%)
広瀬和紀(取締役顧問)	4/4(出席率100%)
西秀訓(社外取締役)	15/15(出席率100%)
小澤敏也(社外取締役)	15/15(出席率100%)
小木曾麻里(社外取締役)	15/15(出席率100%)
柴崎崇紀(取締役(常勤監査等委員))	15/15(出席率100%)
中村雅一(社外取締役(監査等委員))	4/4(出席率100%)
宇野総一郎(社外取締役(監査等委員))	15/15(出席率100%)
林敬子(社外取締役(監査等委員))	11/11(出席率100%)

(注)林敬子氏の取締役会出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。また、広瀬和紀、中村雅一の両氏の取締役会出席回数については、2025年6月24日開催の定時株主総会での退任以前に開催された取締役会のみを対象としております。

- ・取締役会では、前年度の取締役会実効性評価で特に重要性が高いと認識された案件について、討議テーマとして年間予定の中に設定しております。2025年度の取組みについては 原則4-11【取締役会の実効性確保のための前提条件】をご参照ください。

2.取締役会の諮問委員会(指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会)

本報告書II. 1【任意の委員会】をご参照ください。

3.内部統制委員会

(1)役割

取締役会の下部機関として、当社「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、テルモグループの内部統制システムの整備・運用を担います。

(2)構成

- ・経営役員または担当役員を兼ねる取締役および委員長が指名する者(社内事業部門・機能部門の役員・部長および社外の有識者等の中から選定)で構成します。
- ・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。
- ・委員長は、社長CEOとします。

4.リスク管理委員会

(1)役割

経営会議の下部機関として、全社横断的視点のリスク認識・評価・分析および優先度等を踏まえ、テルモグループのリスク管理体制の整備・運用を担います。

(2)構成

- ・経営役員または担当役員を兼ねる取締役および委員長が指名する者(社内事業部門・機能部門の役員・部長および社外の有識者等の中から選定)で構成します。
- ・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。
- ・委員長は、社長CEOとします。

監査等委員会による監査・監督

監査等委員会は、テルモグループにおける業務の適法、妥当かつ効率的な運営のため、次の事項をはじめ取締役等の職務執行の監査・監督を行っております。

- ・取締役会、経営会議およびその他の重要会議への出席ならびに主要な決裁、業務執行に関する重要書類、議事録などの閲覧により、意思決定プロセス、リスク管理体制、および内部統制の整備・運用状況を確認しました。
- ・国内外の子会社および主要事業所については、往査やWEB会議により経営者や責任者への聴取および現場視察を行い、マネジメントの状況、リスク認識と対応、内部統制の整備運用状況、ならびに資産管理状況を確認しました。
- ・会長、社長CEO、取締役、CFO、各カンパニーのプレジデントから、事業の状況、リスク認識と対応、および内部統制の整備・運用状況について毎月聴取を行いました。
- ・役員、本社各部門責任者から、事業の状況、リスク認識と対応、および内部統制の整備・運用状況について定期聴取を行いました。
- ・内部監査部とは毎月会合を開催し、内部監査の計画や結果について報告を受けるとともに、必要に応じて監査指示等を行いました。当該定例会において、担当部門より財務報告に係る内部統制評価の報告を受け、内部監査部とともにその内容を確認しました。

- ・内部統制の整備・運用状況およびコンプライアンス体制の運用状況等に関する重要テーマについては、関連部門を監査等委員会に招聘してヒアリングを行い、必要に応じて指示・助言を行いました。
- ・代表取締役と定期的な会合を持ち、経営課題や監査活動を通じて発見した問題点およびその改善要請等について意見交換を行いました。
- ・監査等委員会の実効性についてアンケート形式で自己評価を実施し、次年度以降の監査計画に反映させるべく討議を行いました。
- ・会計監査人とは、12回の面談を行いました。定期的な監査報告会や意見交換会を持つほか、監査上の主要な検討事項(KAM)およびその他テーマについて適宜意見交換を行い、連携を深める一方、会計監査人の独立性、監査の適正性および監査品質について確認・評価を行いました。

内部監査部による監査

内部監査部は、社長CEO直轄の組織で、グローバルの監査体制を構築し、その強化を推進しております。業務の有効性、効率性、コンプライアンスおよび資産保全の観点で、子会社を含むグループ全体の監査を定期的実施し、発見事項の分析および改善提言を報告書にまとめております。報告書は監査対象部門責任者、社長CEO、監査等委員会および関連する部門等に報告しております。監査計画および総括報告は内部統制委員会および取締役会に行っています。また、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する内部統制の整備、運用の有効性を評価しております。

会計監査

監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

継続監査期間

23年

業務を執行した公認会計士の氏名 継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 谷 尋史 2年

指定有限責任社員 業務執行社員 渡辺 雄一 6年

指定有限責任社員 業務執行社員 松尾 洋孝 4年

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 25名

その他 89名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、次の事項をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の最大化を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

(1) 監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋がります。

(2) 経営の透明性と客観性の向上

独立社外取締役の比率を高めることにより、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起されることを通じ、意思決定における透明性・客観性の向上を図ります。

(3) 意思決定の迅速化

経営役員・担当役員への業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで、意思決定・事業展開をより一層加速します。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、会社法に定める株主総会資料の電子提供措置を法定期限より可能な限り早期に開始するとともに、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、集中日を回避し、かつ、総会が集中する午前ではなく午後を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家および機関投資家の利便性向上をはかるため、当社は、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	ライブ配信を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR基本方針」を作成し、当社ウェブサイトで開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に各1回、大阪と名古屋で、代表者が出席する個人株主説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長CEOが出席する決算説明会を半期ごとに開催し、第1四半期・第3四半期決算説明会はチーフファイナンシャルオフィサー(CFO)らが出席して開催しております。いずれも対面形式及びオンライン配信のリモート参加形式にて開催し、説明会の資料、動画ならびに質疑応答集を当社ウェブサイトにて公開しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに実施している決算説明会について、海外投資家も同様に参加できるよう実施しております。説明会は同時通訳によりリアルタイムで英語でも視聴可能な環境を整備しており、開催に先立ち英語版資料を当社ウェブサイトに掲載することで、海外投資家が説明内容を適切に理解できる体制としております。さらに、説明会後には、資料、動画および質疑応答集についても英語版を公開し、日本語版とほぼ同等の情報開示を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報ページを設け、決算説明会資料、決算短信、適時開示情報、中長期戦略、有価証券報告書、テルモレポート、株主通信、コーポレート・ガバナンスに関する情報を掲載しております。なお、海外投資家向けにも英語版でほぼ同様の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動は、経営管理部内に設置したIR室が担当しており、専任の担当者を配置しております。 IRに関する責任体制は、IR室を管掌する役員のもとで整備しており、経営陣と緊密に連携しながらIR活動を推進しております。 IRに関する問い合わせ窓口はIR室が担っており、当社ウェブサイト上に株式・IR情報に関する専用のお問い合わせフォームを設置し、国内外の株主・投資家からの問い合わせに対応しております。	
その他	適宜、事業に関する説明会などを開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社では、社内規定「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」において、ステークホルダーを重視した経営を行うことを規定し、公開しております。 https://www.terumo.co.jp/about/governance/index.html</p> <p>概要</p> <p>グループ共通理念「企業理念」、「Our Promise 私たちの約束」、「コアバリューズ」、「テルモグループ行動規範」を基本に、以下に示すステークホルダーとの協働を目指した取り組みを通じて世界中のお客様、株主、社員、取引先、社会などのステークホルダーの期待に応え、長期にわたる持続的成長および企業価値の最大化を達成するために、価値ある商品とサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の透明性・客観性を保ちつつ迅速な意思決定の実現 ・株主の権利および平等性の確保 ・ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などを規定した「テルモグループ行動規範」の策定と実践 ・持続可能な社会の実現と、テルモグループの持続的成長の両方を目指し、「テルモグループ サステナビリティ基本方針」の策定と実践 ・個の尊重と異文化の相互理解に努め、人種、国籍、性別、宗教、障がい等による差別をせず、人権を尊重する風土の醸成 ・ステークホルダーに対する適切な情報開示

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社ではEHSマネジメント部を設置しており、事業活動に伴う環境負荷の低減に継続的に取り組んでおります。また経理部内にサステナビリティ推進室を設置し、企業理念に基づき、医療課題の解決をはじめとして、環境・社会とテルモグループ双方の持続的な発展に寄与する取り組みを全般的に促進しております。これらの取り組みの内、主な内容をテルモレポートに記載しております。詳細については、テルモレポートをご覧ください。

テルモレポート

<https://www.terumo.co.jp/investors/library/annualreport/index.html>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

適切な情報開示の姿勢について定めた「IR基本方針」を策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法に基づく「内部統制システム整備の基本方針」を取締役会において決議し、テルモグループにおける内部統制システムの整備を推進しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 正しく行動すること、そのために、適用法令・業界規範・社内規則を遵守し、高い倫理観に従って行動すること(以下、「コンプライアンス」という。)が、企業理念を実践するために不可欠であることを「テルモグループ行動規範」に明記し、当社の取締役、経営役員、担当役員、使用人及びグループ各社においてこれらに相当する者(以下、「グループ役職員」という。)に、これに関する継続的な教育・啓発を行う体制を構築します。
 - 2) 「グループ内部統制システム規程」を定め、グループの内部統制システムの整備を担うべく、社長CEOが委員長を務める内部統制委員会を設置します。その委員会において、コンプライアンスに係る重要な施策を審議し、その活動状況を定期的に取締役会及び監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員(以下、「選定監査等委員」という。)に報告する体制を構築します。
 - 3) 金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築します。
 - 4) 「グループ内部統制システム規程」に基づき、重大なコンプライアンス違反等が発生した場合、内部統制委員長の指揮のもと、対応チームを立ち上げ、発生原因及び再発防止策を内部統制委員会に報告・提言する体制を構築します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 「グループ文書管理規程」を定め、業務執行取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、文書等の種類、重要性等に応じて保存する体制を構築します。
 - 2) 「文書管理基準マニュアル 重要な会議体の議事録等取扱いについて」を定め、当社の重要な会議体の議事録を保存する体制を構築します。
 - 3) 取締役及び監査等委員会又は選定監査等委員(以下、「監査等委員会等」という)は、常時これらの文書等を閲覧することができる体制を構築します。
3. リスク(損失の危険)の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 「グループリスク管理規程」を定め、グループの横断的なリスク管理体制の整備を担うべく、社長CEOが委員長を務めるリスク管理委員会を設置し、その活動状況を定期的に取締役会及び選定監査等委員に報告する体制を構築します。
 - 2) 事業、品質、製品安全、災害、環境等のリスクに関し、その発生源となる活動を行う部署が主体的に管理し、かつ、当該リスクカテゴリーごとの専門部署が、経営に重要な影響を及ぼすリスクの優先度等を踏まえて、上記リスク管理活動を支援・けん制する体制を構築します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会で承認された中長期成長戦略及び年度計画の達成に向け、取締役、経営役員等から構成される経営会議のほか、重要なサステナビリティ活動テーマの取り組み状況のモニタリング等を行うサステナビリティ委員会、重要テーマ等について戦略の質を高めるためのソリューションレビュー会議等を整備し、事業部門等に対し、迅速・適切かつ効率的な職務執行を支援・指導・監督する体制を構築します。
 - 2) 「決裁制度に関するグループ規程」を定め、迅速かつ効率的な会社の意思決定を行う体制を構築します。
 - 3) 「グループ業務分掌規程」その他の諸規程を定め、執行部門の組織運営方針及び役割を整備します。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 「グループ会社管理規程」その他の諸規程を定め、グループ全体の事業戦略、資源配分、事業分野の調整、リスク管理、コンプライアンス等についての整合性を図りつつ、グループ各社が、テルモグループの一員として、自主的に健全な経営を推進することを支援する体制を構築します。
 - 2) 「グループリスク管理規程」に基づき、グループ各社のリスク管理体制を構築します。
 - 3) 「決裁制度に関するグループ規程」に基づき、グループ各社において、重要性に応じた適切な承認権者による意思決定が行われ、特に重要な事項については当社の承認又は当社の経営会議もしくは取締役会への付議を必要とする体制を構築します。
 - 4) 「テルモグループ行動規範」をグループ共通の行動原則として定め、グループ各社に周知し、それについて継続的に教育する体制を構築します。
 - 5) 「グループ規程管理規程」を定め、それに従って、それぞれの関連部署が、グループ共通の重要テーマについてグループ規程を制定し、グループ各社に周知する体制を構築します。
 - 6) グループ全体においてコンプライアンスのための体制が整備されることを支援・推進し、その状況をモニタリングします。
 - 7) グループ役職員がコンプライアンス違反等を知ったとき、職制を通さずに通報することができ、通報したグループ役職員が不利益な取扱いを受けないことを保障する内部通報制度を構築します。
6. 内部監査体制
 - 1) 内部監査部は社長CEO、取締役会及び監査等委員会の指示のもとに監査を実施し、それぞれに報告します。
 - 2) 地域及び重要子会社の内部監査部門と、本社内部監査部は連携し、グループの内部監査体制を構築します。
 - 3) 前1～5に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会に報告・提言すると共に当該改善課題の実行完了を確認する体制を構築します。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会を補助する組織として、専任の使用人(以下、「専任使用人」という。)から成る監査等委員会室を置きます。
8. 専任使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
専任使用人の人選、人事考課、給与、異動及び懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。なお、当該専任使用人の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとします。
9. 専任使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
専任使用人は、監査等委員会等の指揮・命令に基づき職務を行うものとし、監査等委員でない取締役その他のグループ役職員からの指揮・命令を受けません。

10. グループ役職員(これらの者から報告を受けた者を含み、「報告者等」という。)が監査等委員会に報告をするための体制
 - 1)法令に定める事項に加え、「取締役、経営役員、担当役員および使用人の監査等委員への報告に関するグループ規程」に基づき、報告者等は、監査等委員会等に対し、適時・適切に報告します。
 - 2)監査等委員会等は、グループ各社に設置している内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行います。
11. 報告者等が当該通報・報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
 - 1)グループ役職員が直接・間接を問わず、監査等委員会等に通報・報告をした場合、当該通報・報告を理由として、人事上その他一切の点で不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨グループ役職員に周知徹底します。
 - 2)監査等委員会等は、通報・報告をした者の異動、人事評価、懲戒等に関し、取締役にその理由の開示・説明を求めることができます。
12. 監査等委員会等の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1)監査等委員会等は、その職務の執行に関し、法令で定める費用等を当社に請求することができます。
 - 2)監査等委員会等は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部専門家を起用することができます。なお、これに要する費用は、前号1)によるものとします。
13. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1)代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を開催します。
 - 2)選定監査等委員は、経営会議をはじめとする重要な会議体に出席することができます。
 - 3)監査等委員会等は、内部監査部門との定例連絡会の開催、会計監査人との定例会合の開催のほか、必要に応じこれらの部署又は機関との会合を行います。

2026年3月期における内部統制システムの運用状況の概要は次の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はグループ役職員に「テルモグループ行動規範、研修を行い、内部統制委員会(年4回開催)において、コンプライアンスに係る重要施策の審議を行っています。また、「反腐敗・反贈賄グループ規程」等重要な規程基準の研修を行い、周知徹底しています。また、制定・改定した規程類をe ラーニングを活用して周知徹底しています。財務報告の信頼性を確保する体制を強化するため、該当部門で自己点検を行っています。内部通報制度は、社内における内部受付と顧問弁護士並びに外部機関における外部受付を設置し、広く通報を受け付けています。また、取締役のコンプライアンス案件は、監査等委員が受け付けています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は「グループ文書管理規程」に基づき、グループに文書保存ルールを周知し、「文書管理基準マニュアル 重要な会議体の議事録等取扱いについて」に基づき、会議体の議事録を適切に保存・管理しています。
3. リスク(損失の危険)の管理に関する規程その他の体制

当社は、「グループリスク管理規程」「グループリスク管理ガイドライン」に基づき、リスク評価と対応の効率化・標準化を図り、リスク管理委員会(年2回開催)において、リスクへの対応策を審議し、リスク低減の活動を行っています。またアソシエイトのリスク感度向上を目的としたワークショップ形式のリスク管理研修を行っています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会(15回)及び経営会議(26回)、サステナビリティ委員会(2回)、ソリューションレビュー会議(6回)を通じて、取締役の職務の執行の効率性を確保しています。また、「決裁制度に関するグループ規程」に基づき、迅速な意思決定を行っています。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「グループ会社管理規程」及び「グループ業務分掌規程」により、報告体制を整備し、運用状況をモニタリングしています。また、「グループ規程管理規程」により、グループに適用する遵守事項を見直し、整備しています。
6. 監査等委員会の職務を補助する体制、報告に関する事項

当社は、取締役から独立した監査等委員会室の設置等、監査等委員会の活動を補助する体制を整備しています。「取締役、経営役員、担当役員および使用人の監査等委員への報告に関するグループ規程」、「監査等委員会規則」と内部通報制度に基づき、監査等委員にも報告が共有され、報告者等が不利益を受けないことを「テルモグループ行動規範」研修で周知しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との一切の関係遮断は企業の責務として、反社会的勢力との関係は断固拒否し、これらに係る企業、団体、個人とは一切取引を行いません。
また、反社会的勢力排除に向けて、警察当局等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図ります。
- 2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - ・反社会的勢力による不当要求事案へは、総務渉外部コーポレートアフェアーズ室が中心となり組織的に対応し、総務渉外部コーポレートアフェアーズ室に不当要求防止責任者を設置しております。
 - ・警察当局、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士等と連携を図り、相談ならびに助言・指導を受ける体制を整備しております。
 - ・上記関連団体等と、適宜、反社会的勢力に関する情報を共有する体制が整備されており、総務渉外部コーポレートアフェアーズ室にて一元的に管理しております。
 - ・「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、これを社内に周知・徹底しております。
 - ・社員に対して、適時、関連情報を発信し、また、研修活動を実施するなどして、反社会的勢力排除に向けた意識向上を図っております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は経営支配権の異動を通じた企業活動や経済の活性化を否定するものではありません。また、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主の皆様共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しております。そのためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報、意見、提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を要求するほか、当社において適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じていきます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1. 基本方針

テルモは、広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、当社を理解いただくために有効と思われる情報についても適時かつ積極的な情報開示に努めます。

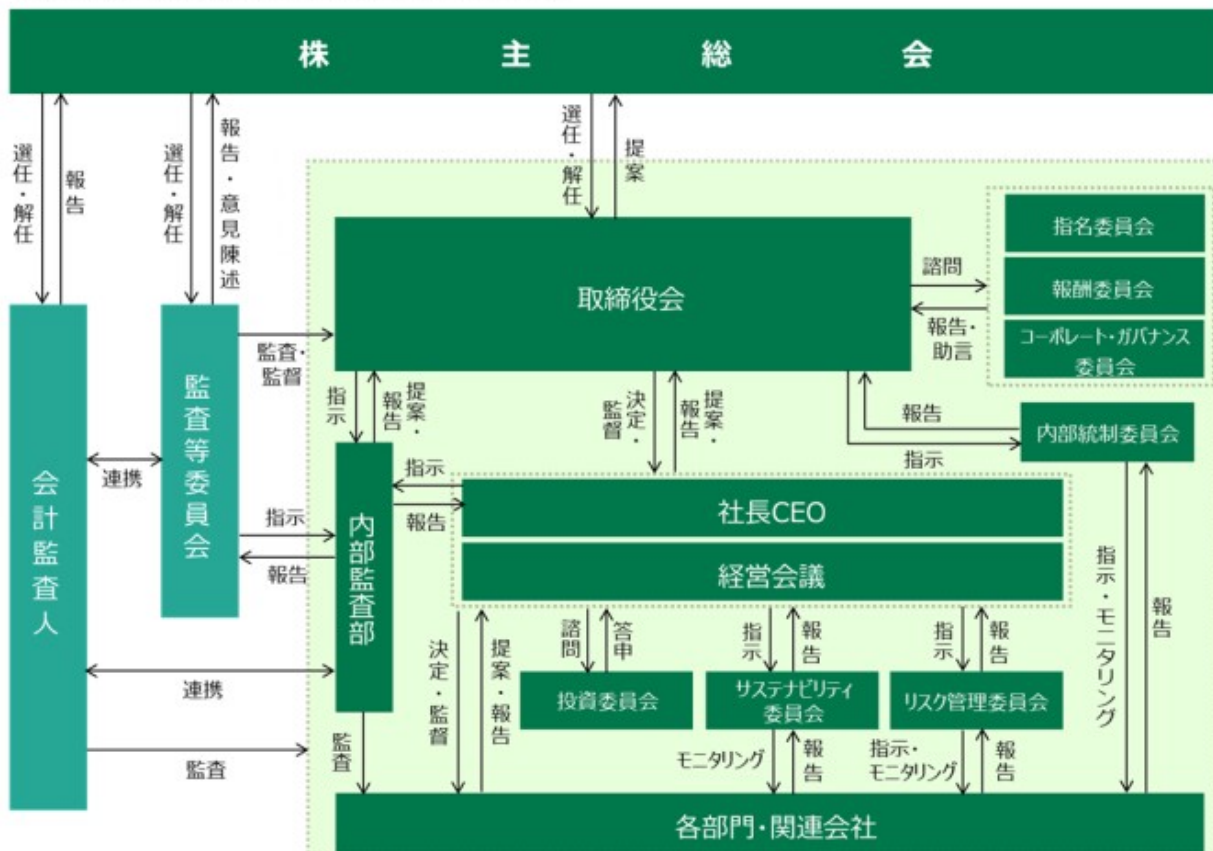
2. 適時開示に係る社内体制

迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう、社内体制の整備・充実を図っております。特に、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある企業情報の開示については、内部統制委員会の専門部会として、経営管理部、コーポレートコミュニケーション部、経営企画室、総務渉外部、リスクマネジメント部、および法務コンプライアンス部の各部長(その指定する者も含む)をメンバーとするディスクロージャー部会が審議を担当し、法令等の遵守の徹底とともに一貫性、統一性を持った情報開示に努めております。なお、ディスクロージャー部会の事務局はIR室が担当し、適時開示に関わる部門への研修を定期的実施しております。当社の適時開示に係る社内体制図は添付の通りです。

3. 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示情報システム(TDnet)をはじめ、ニュースリリースの配信や当社ホームページへの掲載などを通じて、適時かつ適切に情報開示し、内容が広くステークホルダーの皆様へ届くよう努めております。

- ◆監査等委員は取締役として議決権を持つ、取締役会の構成メンバーです。監査等委員会の過半数は独立社外取締役が占めます。
- ◆監査等委員会は取締役会・取締役の監査・監督機能を担います。



<法定開示情報および適時開示情報の開示手続き>

